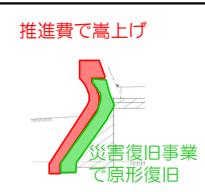
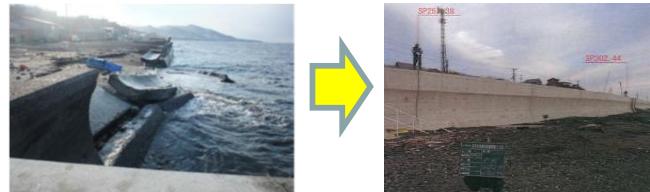


制度概要

- 自然災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急的かつ機動的に配分する予算（目未定経費）。
- 本推進費は、災害を受けた地域等における災害対策事業、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における公共交通安全対策事業、早期に事業効果が発揮できる箇所における事前防災対策事業に活用可能。
- 事業所管部局（他省庁を含む）からの申請を受けて予算を年度途中に配分。

災害対策事業

災害を受けた地域等において、災害復旧事業等での復旧が出来ない場合等の再度災害防止等の対策※



対策例：被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により嵩上げを実施。

※「流域治水型の原形復旧」による災害復旧事業の実施に関連し、自治体が事前の復興まちづくり計画に基づき、住宅・都市機能の安全なエリアへの移転促進の対応についても活用が可能。
※盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえた対応についても活用が可能。

公共交通安全対策事業

交通インフラ（陸上交通、海上交通、航空交通）における重大事故等が発生した場合の対策（安全性の向上）



対策例：園児の移動経路（交差点）において発生した死傷事故を受けて、緊急点検の結果、危険箇所に防護柵等を設置。 ※写真は対策イメージ

事前防災対策事業

突発的な事象への緊急的な対策や、新たな課題への追加対策（公共交通の安全確保を含む）

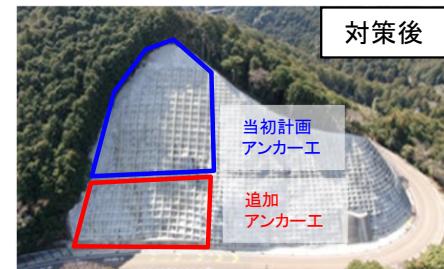
対策例①：突発事象型

供用中の緊急輸送道路脇の法面において、アンカーの変状が判明したことから、推進費によりアンカーの再設置や地山補強土工による緊急対策を実施。



対策例②：追加対策型

緊急輸送道路の工事中において、アンカー施工範囲外に崩落性の高い地質が確認されたことから、推進費により追加対策のアンカーエクスパンション工を実施。



対策例③：課題解決型

前年度から継続していた協議がまとまり用地が取得できたため、推進費により堤防強化等の洪水対策を実施。

